

佐賀県規則第17号

佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則の一部を改正する規則
 佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則(平成25年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(対象となる広告物の表示又は掲出物件の設置)</p> <p>第3条 この規則は、<u>平成22年3月31日において現に表示されていた</u>広告物又は設置されていた掲出物件(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除く。)のうち、<u>この規則が施行された時点の許可区域</u>に表示又は設置されているもので、施行規則別表第2に規定する基準に適合していないものについて適用する。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 <u>この規則の公布の日から平成34年3月31日までの間における前条の</u>広告物の表示又は掲出物件の設置に係る条例第5条第1項又は第8条第1項若しくは第2項に規定する許可(以下「<u>是正条件付き特例許可</u>」という。)の基準は、<u>施行規則別表第2の第1の(5)、(6)及び(7)とする。</u></p>	<p>(対象となる広告物の表示又は掲出物件の設置)</p> <p>第3条 この規則は、<u>令和3年4月1日において佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則の一部を改正する規則(令和4年佐賀県規則第17号)による改正前のこの規則第4条に規定する是正条件付き特例許可を受けて表示されていた</u>広告物又は設置されていた掲出物件(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除く。)のうち、<u>現に許可区域に表示又は設置されているもので、施行規則別表第2に規定する基準に適合していないものについて適用する。</u></p> <p>(許可の基準)</p> <p>第4条 <u>前条に規定する</u>広告物の表示又は掲出物件の設置に係る条例第5条第1項又は第8条第1項若しくは第2項に規定する許可(以下「<u>特例許可</u>」という。)の基準は、<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める基準とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第5条第1項に規定する許可である場合 施行規則別表第2の第1の(5)、(6)及び(7)に適合していること並びに令和3年4月1日以後同表に規定する基準への不適合の程度が拡大する改造その他の変更を加えていないこと。</u></p> <p>(2) <u>条例第8条第1項に規定する許可である場合 施行規則別表第2の第1の(5)、(6)及び(7)に適合していること並びに同表に規定する基準への不適合の程度が拡大する改造その他の変更で</u></p>

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第5条 前条の基準に基づき、条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者は、<u>施行規則第2条第1項に定める書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えて、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所（武雄市の区域に係る場所を除く。以下この項において同じ。）を所轄する土木事務所長を経由して知事に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>屋外広告物是正条件付き特例許可申出書（様式第1号）</u></p> <p>(2) <u>誓約書（様式第2号）</u></p> <p>(3) <u>表示又は設置の時期を証する書類（条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者が、第3条に該当する広告物の表示又は掲出物件の設置に係る申請を行う場合に限る。）</u></p> <p>(4) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>2 略</p> <p>(申請期限)</p> <p>第6条 <u>是正条件付き特例許可（条例第5条第1項に規定する許可に限る。）の申請期限は、平成26年12月17日までとする。</u></p> <p>(変更等の許可)</p> <p>第8条 第4条の基準に基づき、条例第8条第1項の規定により改造その他の変更の許可を申請しようとする者は、施行規則第5条第1</p>	<p><u>ないこと。</u></p> <p>(3) <u>条例第8条第2項に規定する許可である場合 施行規則別表第2の第1の(5)、(6)及び(7)に適合していること。</u></p> <p>(許可の申請)</p> <p>第5条 前条の基準に基づき、条例第5条第1項の規定により許可を受けようとする者は、施行規則第2条第1項に規定する屋外広告物許可申請書及び施行規則第5条第2項に規定する屋外広告物自己点検報告書に<u>屋外広告物特例許可申出書（様式）</u>その他知事が必要と認める書類を添えて、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所（武雄市の区域に係る場所を除く。）を所轄する土木事務所長を経由して知事に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(申請期限)</p> <p>第6条 <u>特例許可（条例第5条第1項に規定する許可に限る。）の申請は、令和4年9月30日までに行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により同日までにその申請をすることができないときは、この限りでない。</u></p> <p>(変更等の許可)</p> <p>第8条 第4条の基準に基づき、条例第8条第1項の規定により改造その他の変更の許可を申請しようとする者は、施行規則第5条第1</p>

改正前	改正後
<p>項に定める書類に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第4条の基準に基づき、条例第8条第2項の規定により継続の許可を申請しようとする者は、施行規則第5条第2項に定める書類（屋外広告物自己点検報告書（別記様式第6号の2）を除く。）に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3・4 略 （条例別表第1の知事が別に定めるもの）</p> <p><u>第9条</u> 条例別表第1の知事が別に定めるものは、是正条件付き特例許可とする。 （補足）</p> <p><u>第10条</u> 略 附 則 （施行期日）</p> <p><u>1</u> 略 （この規則の失効）</p> <p><u>2</u> この規則は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>項に規定する屋外広告物変更許可申請書及び同条第2項に規定する屋外広告物自己点検報告書に屋外広告物特例許可申出書（様式）その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 第4条の基準に基づき、条例第8条第2項の規定により継続の許可を申請しようとする者は、施行規則第5条第2項に規定する屋外広告物継続許可申請書及び同項に規定する屋外広告物自己点検報告書に屋外広告物特例許可申出書（様式）その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（補則）</p> <p><u>第9条</u> 略 附 則</p> <p>略</p>

様式第1号を次のように改める。

様式（第5条、第8条関係）

屋外広告物特例許可申出書

年 月 日

様

氏名

〔事務所の名称及び代表者〕

佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則第4条に規定する特例許可を受けたいので、次のとおり申し出ます。

記

基準不適合の概要	
----------	--

【留意事項】

対象の屋外広告物を除却し、又は当該屋外広告物が滅失した場合は、本特例許可の対象外となります。

様式第2号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第4条に規定する是正条件付き特例許可でこの規則の施行の際当該許可の期間が満了していないものについては、改正前の規則の規定は、当該許可の期間の満了の日までは、なおその効力を有する。